○大隅肝属広域事務組合職員の育児休業等に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第18号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する条例(平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第22号)の全部を改正する。

改正

令和元年11月18日条例第1号

大隅肝属広域事務組合職員の育児休業等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条並びに第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員(大隅肝属広域事務組合職員定数条例(大隅肝属広域事務組合条例第11号)第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)及び非常勤職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の育児休業等)

第2条 職員の育児休業等に関しては、鹿屋市職員の育児休業等に関する条例(平成18年 鹿屋市条例第41号)の例による。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月18日条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。